

都 市 公 園 事 業
名古屋市都市計画緑地第11号大高緑地

再 々 評 価 書

平成 20 年 7 月 14 日

愛 知 県

再々評価書

事業名	路線名等
都市公園事業	名古屋都市計画緑地第11号大高緑地

1. 事業のあらまし

大高緑地は名古屋市緑区の丘陵地に広がり、梅や桜を始め多くの木々が生い茂る緑豊かな県営都市公園であり、平成19年度末現在において、都市計画決定面積121.2haのうち約100haが供用済みとなっています。

当緑地は、公園中央付近に位置する大芝生広場を中心に、サッカーなどができる多目的広場、バーベキューができるデイキャンプ場、ボートの浮かぶ琵琶ヶ池、ゴーカートの走る交通公園、子供向けの変形プールをもつ水泳場、全天候型テニスコート14面、野球場4面、花木園など、多種多様なレクリエーション空間・スポーツ空間が特徴となっており、家族連れを中心に県民の多様なレクリエーション等に広く利用されています。

急速に市街化が進展する名古屋南部において、当緑地は自然に抱かれながらのスポーツやレジャー・レクリエーション空間として親しまれおり、計画的かつ確実に事業を推進してきており、供用面積で約86.6%の事業進捗となっています。

また、当緑地は、愛知県地域防災計画において震災時における広域防災活動拠点・広域避難場所として位置づけられており、今後は、良好な自然環境を保全・活用しながら、利用者のニーズに対応した施設の整備の充実を図るとともに、オープンスペースの確保を進めていくなど、計画的かつ着実な進捗を図りながら事業を進めていく予定です。

(1) 事業概要

a. 位置	名古屋市緑区
b. 計画面積	121.2 ha
c. 全体事業費	162億円
d. 事業採択年度	昭和39年度
e. 根拠法令	都市計画法、都市公園法
f. その他都市計画決定年度等	昭和15年度

(2) 計画変更の推移と変更内容

a . 都市計画決定

名古屋都市計画緑地第 1 1 号 大高緑地

当 初 昭和 15 年 12 月 7 日 (179.50 ha)
 変 更 昭和 20 年 4 月 9 日 (168.92 ha)
 変 更 昭和 33 年 2 月 15 日 (168.92 ha)
 変 更 昭和 44 年 5 月 20 日 (120.40 ha)
 変 更 昭和 53 年 1 月 25 日 (120.90 ha)
 変 更 昭和 58 年 3 月 25 日 (120.90 ha)
 変 更 平成 6 年 2 月 25 日 (120.90 ha)
 変 更 平成 9 年 2 月 19 日 (121.20 ha)

b . 事業認可等の推移

事業認可 大高緑地

	当初	第 5 回 変更	第 10 回 変更	第 11 回 変更	第 12 回 変更	第 13 回 変更
年 度	S27	S45	S56	S58	S62	H4
工 期		S27-S48	S27-S59	S27-S62	S27-H4	S27-H7
面積(ha)	50.5	-	117.5	117.5	117.5	117.5
計画事業費 (百万円)	-	3,027	7,856	7,821	9,547	11,118
	第 14 回 変更	第 15 回 変更	第 16 回 変更	第 17 回 変更	第 18 回 変更	
年 度	H7	H9	H11	H13	H15	
工 期	S27-H9	S27-H11	S27-H13	S27-H15	S27-H21	
面積(ha)	117.5	117.7	117.7	117.7	120.4	
計画事業費 (百万円)	11,540	11,900	12,918	12,937	16,200	

表の内の「 - 」は、正確な記録を確認することができなかった内容を示す。

c . 事業再評価

愛知県事業評価監視委員会

前 回 平成 15 年度 (B/C : 5.90、旧マニュアル)
 今 回 平成 20 年度 (B/C : 17.08、新マニュアル)

d . 事業の経緯

昭和 15 年 12 月 7 日に名古屋市を取り巻く環状緑地帯として都市計画決定され、昭和 27 年から事業着手した。

昭和 38 年度 4 月 20 日	部分供用開始
昭和 39 年度	国庫補助事業新規採択
昭和 41 年度	交通公園を供用開始 (3.0ha)
昭和 45 年度	野球場 3 面 (2.3ha)・児童野球場 1 面 (0.5ha) を供用開始
昭和 46 年度	水泳場を供用開始 (1.9ha)
昭和 52 年度	テニス場 6 面を供用開始
昭和 54 年度	テニス場 8 面を増設し供用開始
昭和 60 年度	桜の園を供用開始 (4.1ha)
平成 8 年度	多目的広場を供用開始 (1.6ha)
平成 13 年度	デイキャンプ場を供用開始 (0.5ha)
平成 15 年度	事業再評価
平成 20 年度	ドッグランを供用開始
平成 20 年度	事業再々評価 (今回)
平成 28 年度 (予定)	全体供用開始予定

2. 評価のポイント

(1) 事業の必要性

a. 事業を巡る社会情勢の変化

ランドサットデータに基づく、愛知県内の都市計画区域内の緑被地の面積は平成4年から平成16年の12年間で9,596ha減少しています。一方、都市公園面積は平成6年度から平成18年度までのデータで1,154haの増加にとどまり緑地全体の減少には追いつかない状況であり、都市内における緑地の価値はますます高まっています。また、COP10の名古屋開催とあいまって、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などが求められるなか、公園緑地に対する社会的なニーズは非常に高まっています。こうしたことを背景に、公園施設に対しても装置的な施設から自然と触れ合う施設へのニーズが高まってきています。また、少子高齢社会・バリアフリー社会を背景に、様々な世代の利用やライフスタイルに対応する多様な施設整備のニーズが一層高まってきています。さらに、都市化の進行とともに、震災時における公園緑地の機能・役割の重要性が改めて認識されています。また、平成22年度末には、公園東側に国道302号が開通する予定であり、国道から直接大高緑地にアクセスができるよう、進入園路や駐車場を確保する必要があります。

b. 事業の投資効果

便益 (B)

直接便益	: 740,448 (百万円)
間接便益	: 189,414 (百万円): 環境便益 74,776 (百万円) + 防災便益 114,638 (百万円)
合計	: 929,862 (百万円)

費用 (C)

用地費	: 11,787 (百万円)
施設費	: 16,226 (百万円)
維持管理費	: 26,427 (百万円)
合計	: 54,440 (百万円)

費用対効果 (B/C): 17.080

誘致距離: 半径 50 km、誘致圏内人口: 9,073,268 人

事業の継続により、レジャー・レクリエーション利用に対応する広場などの公園施設がもたらす利用便益、樹林地や草地などの空間・環境等がもたらす環境便益、オープンスペースの確保による防災便益などをより一層向上させることなどが期待できると考えられます。

c . 事業の進捗状況（平成 20 年 3 月末）

平成 20 年 3 月末現在、供用区域は 99.9ha となっており、進捗率は次のとおりとなっています。

	全事業完了時		現在の進捗状況		進捗率
	計画面積 (121.2ha)	整備予定面積	115.40ha	供用済 面積	
用地買収 予定面積		115.40ha	用地買収 済面積	111.5ha	96.6%
その他面積		池	5.8ha		
整備予定面積に対する事業費		16,200 百万円	11,012 百万円		68.0%

d . 判定結果

「 A 」

当事業に対するニーズが増大しつつあるなか、自然環境を保全・活用した効率的・効果的な施設整備・空間整備を進めることで、公園の利用促進や防災・環境保全への貢献などの大きな事業効果が期待できると考えられます。

(2) 事業進捗の見込み

a . 阻害要因

未買収地である公園東側の用地については、移転先の確保などの問題があり、用地交渉が進んでいないことが阻害要因として挙げられます。

b . 今後の見通し

前回の再評価時以降において、施設整備を中心に当該事業の進捗が順調に推移しているほか、用地買収についても主に東側の用地を残すのみとなっており、継続的な地元調整及び用地交渉を行うことにより、今後においても計画通り確実な事業進捗が期待できると考えられます。

c . 判定結果

「 B 」

用地買収を進める上で、一定の阻害要因はあるものの、ほぼ計画どおり、確実な完成が見込まれると考えられます。

(3) コスト縮減方策と代替案

a. 工法変更等コスト縮減方策

新工法による大規模なコスト縮減はありませんが、幼苗植栽等によるコスト縮減や透水性の舗装材による洪水抑制、「あいくる材」の積極的な活用による環境負荷の低減などに努めます。

b. 事業手法、規模見直し等の代替案

公園利用者のニーズを踏まえた施設整備および公園東側の国道302号からのアクセスの整備を推進する必要があり、事業手法や規模見直し等の代替案の可能性はありません。

c. 判定結果

「A」

適切な事業計画であることから、事業を見直す必要はないと考えられます。

3. 総合評価と対応方針

評価項目の各判定は、

事業の必要性	「A」
事業進捗の見込み	「B」
代替案の可能性	「A」

となり、事業継続が妥当であると考えます。

当事業の早期完了に向けて、土地所有者等の理解を求めながら用地買収を進める一方で、広く県民のレジャー・レクリエーションニーズに対して的確に対応するよう引き続き努力して参ります。